

# 相続手続きで お困りごとはありませんか？

限られた時間のなかで、多くの書類と様々な手続きが必要な相続手続き。

- 戸籍の収集方法 はご存じですか？
- 相続人は何人ですか？みなさまはお近くに いらっしゃいますか？
- お取引の 金融機関はいくつ ありますか、お手続き方法 はご存じですか？
- 平日に、お取引銀行の窓口に行く ことはできますか？
- 相続税の 申告期限までに相続手続き は終わりそうですか？  
※相続税の申告・納税期限は、ご逝去後10ヵ月以内
- 不動産の相続登記 はできますか？



## ＼ 相続人のみなさまに代わって /

専門知識を有する  
銀行員が  
サポート！

他士業との  
スムーズな  
連携

まるごとおまかせ  
ワンストップ  
サービス

お気軽にご相談ください

西日本シティ銀行 営業支援部 信託サポート室

0120-154-155

電話受付時間 平日9:00～17:00  
(銀行休業日は除きます)



©GROOVISIONS

# 遺産整理業務

	N C B 遺産整理業務	相続サポートパック
相続人の人数	無制限	5名以下(第1順位もしくは第2順位の相続人に限ります)
相続手続きをご依頼できる財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預貯金                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行・信用組合・信用金庫・農協・ゆうちょ等</li> </ul> </li> <li>●有価証券(株式・債券など)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社</li> </ul> </li> <li>●保険契約(名義変更手続き) ●貸金庫 ●不動産等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融資産&lt;5社以内&gt;                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・預貯金(銀行・信用組合・信用金庫・農協・ゆうちょ等)</li> <li>・有価証券(証券会社に預入れの株式・債券など)</li> </ul> </li> <li>●不動産&lt;被相続人名義の自宅不動産に限定&gt;</li> </ul>
受任内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続財産の調査・対象財産目録の作成</li> <li>●分割協議に基づく遺産分割手続きまたは遺言に基づく遺贈手続(名義変更・解約・換金等)</li> <li>●不動産の名義変更に必要な書類の準備および書類の取次</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相続財産の調査・対象財産目録の作成</li> <li>●金融機関にある被相続人名義の財産の解約・換金手続および相続人代表への資金送金(相続人2名以上の場合、名義変更できません)</li> <li>●不動産の名義変更に必要な書類の準備および書類の取次</li> </ul>
報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>●財産比例報酬(財産額 × 料率)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①西日本シティ銀行及び長崎銀行の預金・信託商品・投資信託・個人年金保険・債券等、西日本シティTT証券で保護預かりしている株式・債券・投資信託等の有価証券等 ----- 0.330%</li> <li>②その他の財産                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1億円以下の部分 ----- 1.870%</li> <li>1億円を超え3億円以下の部分 ----- 1.100%</li> <li>3億円を超え5億円以下の部分 ----- 0.660%</li> <li>5億円を超え10億円以下の部分 ----- 0.440%</li> <li>10億円を超える部分 ----- 0.330%</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●最低報酬額1,100,000円(税込)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>※相続財産の価格は相続開始時の積極財産の金額で相続税評価額とします。</li> </ul> </li> </ul>	<p>一律 550,000円(税込)</p> <p>*遺産整理業務と比較してサービス内容が限定されます。</p>

上記報酬の他にも相続手続きに必要な戸籍の収集に係る費用、不動産の相続登記費用等その他の発生する実費は別途ご負担いただき、司法書士・税理士などから直接請求があります。

■西日本シティ銀行営業店から遠距離、あるいは連絡や重要書類の受渡しなどに支障をきたす可能性のあるお客さまの場合、責任ある手続きの遂行が困難になるため、お引受けできないことがあります。■西日本シティ銀行では、相続に関する紛争の調停などを行うことはできません。現在相続のお手続き中で、相続人さまの間で紛争状態にある場合につきましては、お引受けいたしかねます。■相続発生から長期間経過している場合、お手続きに必要な資料の収集が困難になる場合があり、お引き受けできないことがあります。

## 遺産整理業務の具体的な流れ

